

1年保存

基監発第 0705001 号  
平成 17 年 7 月 5 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成 17 年度におけるタクシー事業場に対する地方運輸機関との  
合同監督・監査の実施について

タクシー事業場における労働条件の確保・改善を図るため、国土交通省との間でそれぞれに取り組むべき課題とその対策を協議する場を設け検討を行ってきたところである。今般、労働基準監督機関及び地方運輸機関の双方が有する権限を行使し、より効果的な指導等を行うため、標記について別添 1 「平成 17 年度における合同監督・監査の実施について」のとおり実施することとしたので、各局においてはこれに基づき地方運輸機関との合同監督・監査を実施されたい。

なお、本件については、別添 2 のとおり国土交通本省より地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）に対して通知されていることを申し添える。

## 平成17年度における合同監督・監査の実施について

### 1 合同監督・監査の基本方針について

- (1) 合同監督・監査は予告することなく実施する。
- (2) 合同監督・監査において、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準をはじめとする関係法令等について違反を確認した場合、当該違反の事実について、地方運輸支局と都道府県労働局（労働基準監督署を含む）の共通認識とする。
- (3) 上記(2)の共通認識に基づき、各々の機関において行政処分、是正勧告等を行う。

### 2 合同監督・監査対象事業場について

- (1) 都道府県労働局において、最低賃金、長時間労働等自動車運転者の労働条件の確保に問題があると認められる事業場を選定し、地方運輸支局長に対し通知する。
- (2) 地方運輸支局においては、都道府県労働局から通知された事業場リストの中から重点監査等を行う必要性のある事業場を選定し、これを合同監督・監査対象事業場とする。

### 3 具体的実施方法について

合同監督・監査の実施体制、実施時期等の具体的実施方法については、地方運輸支局と都道府県労働局（労働基準監督署を含む）の間で調整する。

なお、実施時期は平成17年秋の全国交通安全運動実施時期を皮切りに行うこととする。

別添2

国自総第150号  
国自旅第78号  
国自整第30号  
平成17年7月5日

各地方運輸局自動車交通部長  
〔関東、近畿〕運輸局自動車業務監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局総務課安全対策室長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局技術安全部整備課長

平成17年度における一般乗用旅客自動車運送事業者に対する  
労働基準監督機関との合同監査・監督の実施について

一般乗用旅客自動車運送事業における労働条件の確保・改善を図るため、厚生労働省との間でそれぞれに取り組むべき課題とその対策について『タクシー運転者の適切な労働環境の確保に関する連絡調整会議』を設置し協議を行っているところであるが、今般、別添1のとおり、平成17年度における合同監査・監督を実施することとしたので通知します。

なお、本件については、別添2のとおり、厚生労働本省より都道府県労働局に対し通知されていることを申し添えます。

(別添 略)

記	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
② 無期限	
平成17年7月5日から 平成18年7月4日まで	

基監発第 0705002 号  
平成17年7月5日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成17年度におけるタクシー事業場に対する地方運輸機関との  
合同監督・監査の実施に当たって留意すべき事項について

標記については、平成17年7月5日付け基監発第 0705001 号「平成17年度におけるタクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」（以下「内かん」という。）において指示したところであるが、これが実施に当たっては、下記の事項に留意されたい。

記

1 合同監督・監査対象事業場について

- (1) 内かんの別添1の2による合同監督・監査対象事業場の選定に当たっては、平成17年5月10日付け基監発第 0510002 号「タクシー事業場における労働条件の確保・改善のための具体的な取組に当たって留意すべき事項について」記の2(1)による監督指導対象事業場のうちから、  
地方運輸支局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対し通知すること。この通知においては、事業場名、所在地、代表者職氏名、労働者数及び当該事業場の選定理由、  
の情報を添えて通知すること。

- (2) 地方運輸支局において  
これを合同監督・監査対象事業場とすること。

## 2 事前調整等について

(1) 合同監督・監査を効率的に行うため、次の事項について地方運輸支局と調整するなど円滑な実施に努めること。

① 合同監督・監査実施日における監督・監査の手順等

②

③

(2) 内かんの別添1の3なお書において、実施時期は平成17年秋の全国交通安全運動実施時期を皮切りに行うこととしているが、  
実施時期の設定に当たっては、柔軟に取り扱って差し支えないものであること。

## 3 合同監督・監査実施後の措置について

合同監督・監査の結果、確認した違反事項については、通常の臨検監督時と同様、是正勧告書等を交付し措置するものであるが、事前に当該違反事実、指導事項について、地方運輸支局との整合性の確保を図ること。

## 4 本省への報告について

次年度以降の取組に資するため、以下により本省へ報告すること。

(1) 監督復命書、是正勧告書等については、その写しを本年9月分については、翌月10日までに、10月以降のものについては、その都度に、添付資料も含め本省監督課監察係まで送付（ファクシミリ可）すること。

(2) 本年度における合同監督・監査の問題点等について、それまでに実施された事前調整、合同監督・監査の範囲で別紙により10月末日までに報告（ファクシミリ可）されたい。

労働基準局監督課 監察係 行

## 合同監督・監査の問題点等について

局番	労働局	合同監督・監査実施事業場数	事業場
1	合同監督・監査実施前（対象事業場の選定、役割分担等の事前調整）における問題点		
2	合同監督・監査実施日（役割分担、進行）における問題点		
3	合同監督・監査実施後（是正勧告書等の交付時、是正報告書等の受理時等）における問題点		
4	合同監督・監査を実施して、効果があったと考えられる事項		
5	合同監督・監査の実施に当たっての要望事項		
6	その他		

担当 監察係 大屋、嶋田 内線 5427 FAX 03-3502-6485